

# 政経研究時報

No. 19-4 (2017. 3)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

## 【目次】

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

トランプ大統領で米国経済はどうなるか	萩原伸次郎	1
政治経済研究所 公開研究会主催者挨拶	鶴田満彦	5
公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会		
国際課税の原則と今後の課題—航空機リース課税から考える—	丸井龍平	6
公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会		
日本多国籍企業のグローバル展開—産業空洞化と労働問題—	金子文夫	7
創立70周年特集「政経研と私」		
ありがたかった『政経研究』での連載	岩見良太郎	10
研究所の動向（2016年10月～12月）		12

公益財団法人政治経済研究所 公開研究会

## トランプ大統領で米国経済はどうなるか

### 萩原伸次郎

(はぎわら・しんじろう 横浜国立大学名誉教授)

### 1. トランプ大統領誕生の 政治経済的意味

トランプ政権誕生の政治経済的意味を探れば、それは、共和党が「扇動家」ドナルド・トランプを使った、「尋常ならざる」手段によって、民主党から政権を奪取したこと、にあるといえるだろう。2001年から8年間政権にあったブッシュ大統領を、裏で支えたネオ・コン（新保守主義）は、国内では減税政策の連続で、超格差社会を作り出し、対外的には、イラク侵略戦争に多くのアメリカ人を駆り出し、その命を奪った。また、米軍兵士たちは、帰国してもまともな社会生活に戻れず、精神病から社会問題を起こす人たちを多

く生み出した。さらに、オバマ政権下で共和党に突如出現したティーパーティー派の政治家は、歳出削減と減税を金科玉条のごとく叫び続け、社会に混乱を引き起こすのみだった。こうしたかつての共和党主流派が、選挙民の支持を勝ち取るのは容易ではない。

オバマ政権下で野党だった共和党の目的は、政権を民主党から奪還し、オバマ政権による『中間層重視の経済政策』の実施を『富裕層重視の経済政策』に転換することだ。もちろん、『富裕層重視の経済政策』などといえば、大統領選挙に勝つことはできないし、今や落ち目のティーパーティー運動を選挙戦で使うこともできない。だから、野党共和党は、「扇動家」ドナルド・トランプに政権奪還の野望を託したといえるだろう。これは危ない

賭けだ。しかし、共和党にとっては、民主党から政権を奪還するためには背に腹は代えられぬ切羽詰まった作戦だったといえるだろう。ドナルド・トランプは、ヒラリー・クリントンに「既成政治家」というレッテルを貼り、自らを「虐げられし」労働者の味方だと偽り、従来民主党の基盤であった、白人下層労働者にターゲットを絞り、切り込んだ。五大湖周辺の従来民主党が強かったいわゆる「ラストベルト（さび付いた地帯）」など、従来民主党が強かった地域での勝利を実現した。ドナルド・トランプは、一般投票では290万票近くもヒラリー・クリントンに水をあけられながらも、選挙人獲得数では、過半数の270以上を獲得した。米国の大統領選挙は、国民が選挙人を選び、過半数の選挙人を獲得した候補が大統領となる間接選挙なのだ。同時に行われた連邦議会選挙でも、上下両院いずれも共和党が多数を獲得した。共和党の作戦は功を奏し、彼らの目標は達成されたのだ。

## 2. トランプ政権の政治経済政策

### (1) トランプ政権の排外主義

トランプ大統領は、就任前、オバマ大統領の発令した大統領令は、すべて廃止すると息巻いた。トランプは、8年前のオバマ大統領誕生時に、オバマは、アメリカ人ではないと言いついたことがあった。大統領に就任したオバマが、アメリカ人であることを証明するために、故郷ハワイの出生証明を公表しなければならないという屈辱的な行為をトランプに強いられたことがあった。トランプは、人種差別主義者であり、排外主義者なのだ。

1月25日トランプ大統領は、メキシコ国境に壁を築く大統領令に署名し、費用はメキシコが支払うとした。これに怒ったメキシコ大統領、ペニャニエトは、「壁の費用は支払わない」としたから、そのとき予定されていた米墨首脳会談は中止となった。トランプ政権は、壁の費用を捻出するためメキシコからの輸入に20%の輸入税をかけることを検討するとしたが、もしそうなれば、費用は、米国の消費者が負担することになる。

トランプ大統領は、さらに、シリア、イラクなどイスラム7カ国からの入国を禁止、難

民受け入れも一時停止する大統領令に27日署名した。白人優先の排外主義的米国が、トランプの言う「偉大な米国」なのだろう。しかし、約1,100万人いるといわれる不法移民は、アメリカ人と同じように働き、税金を納めている人たちだ。こうした人々を国外追放すれば、米国経済のGDPにとって、マイナス効果となるだろう。

イラン、イラクはじめイスラム7カ国からの入国禁止という措置に対して、2月3日連邦地裁は、大統領令の一時停止を命じ、入国が再開された。トランプ政権は、それを不服として連邦控訴裁判所に控訴したが、7日に弁論があり、9日には控訴裁判所は、効力停止の維持を決定し、トランプ政権には痛手となったが、トランプ大統領は、あくまで争う構えを崩さなかった。さらに、不法移民の逮捕が始まったが、大統領は、「それは素晴らしいことだ」と称賛のメールを送る始末だ。

こうしたトランプ政権の排外主義的政策は、スティーブン・バノン大統領上級顧問兼首席戦略官、ジェフ・セッションズ司法長官、さらには、マイケル・フリン国家安全保障担当大統領補佐官の3氏によって強力に推し進められた。これら3氏は、いずれも反イスラム・排外主義的保守強硬派なのだ。しかし、マイケル・フリンは、トランプ政権誕生の移行期に、オバマ政権の対ロシア制裁に対して、駐米ロシア大使と接触のあったことが明らかとなり辞任した。政権を担当していない民間人が、外交を行うことは法律で禁じられているからだ。さらに、司法長官ジェフ・セッションズの上院公聴会での偽証が問題されるに至った。大統領選挙中に、ロシアの外交官と接触し、外交問題を議論したことがあるにもかかわらず、公聴会ではそうした関係を否定していたからだ。ロシアの選挙妨害については、FBIが捜査中だが、その捜査の指揮を執るべき司法長官のロシア関係についての疑惑である。かれは、みずから捜査の指揮から外れるとしたが、辞任すべきだとの声が上がっている。フリンの後任として大統領補佐官に就任した、マクマスター陸軍中將は、フリンとは異なり、イスラム教への敵視政策は、テロ対策にはならない逆効果の政策だという見解を持っている。

こうして、トランプ政権のイスラム敵視・排外主義政策は、初発から内部崩壊をし始めたが、トランプ大統領がその見解を変えたわけではない。

### (2) トランプ政権の通商政策

トランプ大統領の対外政策でまず初日に着手した政策は、環太平洋連携協定 (TPP) からの離脱と北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉だ。TPP については、1月23日離脱のための大統領令に署名した。商務長官には、著名な投資家、ゴールドマン・サックス出身のウィルバー・ロスが任命された。

トランプ政権が議会に提出した通商政策の年次報告によれば、「トランプ政権は、通商政策での米国の主権を積極的に守る」とし、「米国に不利になる WTO の判断が出ても、それに拘束力があるわけではない」として「米国第一主義」を鮮明にした。つまり、世界共通のルールでも無視する考えを打ち出した。たしかに、米国が1995年に発効した WTO に加盟するか否かが議論されたとき、加盟すれば WTO のルールに縛られ、米国の利害が損なわれることが起こりかねないとして反対の議論があった。しかし、クリントン政権は、その場合、米国のルールが優先するから問題はないとし、もし、あくまで WTO のルールで米国を縛ろうとすれば、その時は、WTO から離脱すればいいとした。トランプ政権の考えは、1988年に米国に成立した包括通商競争力強化法の「スーパー301条」の復活もありうるとしている。

トランプ政権による NAFTA 再交渉も、「壁の建設費用問題」も絡み、輸入品に対する「国境税」や、輸入産業への税負担を増やす「国境での課税調整」などを考えている。メキシコ・カナダがこうした再交渉に同意せず報復措置をとれば、世界貿易の停滞が懸念されるが、トランプ政権の狙いは、国内産業保護ではなく、関税をチラつかせ、米国に投資を呼び込む作戦といえるだろう。これはかつてのレーガン・ブッシュ政権期の日米貿易戦争を彷彿とさせる。トランプ大統領は、この作戦を大統領就任前からツイッターを駆使しながら実行してきた。TPP 交渉ではなく、2国間交渉にかけるとというのがトランプ政権の基本的スタンスだ。1月23日、自動車貿易

が不公平だとして、日米協議を示唆する形でそれは表れた。しかし、日本の自動車の輸入関税は、ゼロだ。乗用車に関税を2.5%もかけているのは米国ではないか。

また、現在トランプ政権が貿易上の不均衡を最も問題にしているのは、中国だろう。為替を操作して、元安を作り出し貿易を有利に進めているというのがトランプ政権の言い分だ。新設された国家通商会議議長に任命されたのが、対中強硬派のカリフォルニア大学教授、ピーター・ナバロだ。

### (3) トランプ政権の軍事政策

トランプ政権の政策は、内向きだという評価があるようだが、こと軍事に関してはそうは言えないだろう。イスラム (IS) 退治を優先し、積極的行動を起こすとしているし、北朝鮮政策の見直しに着手し、軍事力行使を含むあらゆる選択肢を考慮しているといわれる。1月に北朝鮮の金正恩 (キム・ジョンウン) 朝鮮労働党委員長が大陸間弾道ミサイル (ICBM) をいつでも発射できると主張した際も、トランプ大統領は、ツイッターで「そうはさせない」と述べている。核開発とともに軍事費の増大を進めるのが、トランプ政権だ。2月28日、上下両院合同会議での施政方針演説で、トランプ大統領は、「わたしは、軍の再建の予算を議会に送り、国防費の削減を取りやめ、米国史上、最大級の国防費増額を求めている」と述べた。海軍を増強し、航空母艦10隻体制を12隻に増強するとしている。何か、レーガン時代に戻ったような感じだ。

IS 退治をロシアとともに行うというのが、トランプ大統領の考えだ。各国に先駆けてホワイトハウスで行われた米英首脳会談で、メイ首相が「クリミア併合のロシアへの制裁を解くことはできない」としたのに対して「その議論をするのは時期尚早だ」とトランプ大統領が応えたことにもそれは表れている。共和党主流派は、「ロシアは脅威だ」という考えだから、施政方針演説では、ロシアという特定の名を出すことは控えたようだが、次のように言っている。「米国は、利害関係を共有する新たな友人たちと出会い、新たな関係を築くことに前向きである。米国は過去の敵とも今は友である。最も緊密な同盟国のいくつかとは、何十年も前、ひどい、ひどい戦争

で敵国として戦った。この歴史から私たちは、より良い世界を創れる可能性を信じるができるはずである」。

国務長官に、トランプ大統領は、ロシアのプーチン大統領から勲章を授与された、石油大手、エクソン・モービル前最高経営責任者、レックス・ティラーソンを任命した。国防長官には、イラク戦争で実際に指揮を執り、ファルージャ攻撃で名をあげ、「狂犬」という異名を持つ元中央軍司令長官ジェームズ・マティスを任命した。この両氏はしかし、ロシアに関して大統領と見解を同じくはしていない。ティラーソン国務長官は、ロシアよりは、従来の同盟国重視の対外政策を考えているし、マティス国防長官は、「ロシアはむしろ第一の脅威だ」と上院の公聴会で述べた。

#### (4) トランプ政権の国内政策

トランプ大統領は、初日にまず、医療保険制度改革法（オバマケア）を見直す大統領令に署名した。医療保険の公的性格を否定し、自由化すればコストが下がるという根拠のない楽観論だ。トランプ政権の国内経済政策の基本は、減税と規制緩和に尽きる。トランプ大統領は、石油・石炭産業にかけられていた規制を撤廃し、米国をエネルギー100%の国にしようと考えている。1月24日、米国資材を使った石油パイプライン建設計画を進める大統領令に署名した。

トランプ政権は、初日の主要政策のひとつとして、インフラ投資を軸に10年間に2,500万人の雇用創出を掲げた。しかも、同時に連邦法人税率を35%から15%に下げ、個人所得税も減税するという。

また、金融規制法（ドッド・フランク法）の廃止によって、金融自由化・規制緩和が実施されることになる。国家経済会議議長に任命されたゲーリー・コーンは、金融大手ゴールドマン・サックスの前社長兼最高執行責任者だ。財務長官には、スティーブン・ムニューチンが任命されたが、彼は大統領選挙の「金庫番」を務めた人であり、やはりゴールドマン・サックス出身だ。

トランプ政権の経済政策は、米国経済の景気を刺激する作戦だ。しかし、世界経済危機後のオバマ政権の経済政策によって、米国失業率は、2016年末には、4.7%に低下、ほぼ

完全雇用に近づいている。したがって、これ以上の刺激的な政策は、インフレ圧力になる可能性がある。物価上昇率は、3月1日発表された1月の指標が年1.9%となり、年2%の目標に近づいている。米国の株式は、史上最高値、ダウ2万ドルを突破した。連銀は、昨年12月に利上げを行ったが、バブル景気を警戒し、今年の想定利上げペースを年3回とした。

### 3. トランプ大統領はどうか

排外主義政策とロシアとの関係が、トランプ大統領の死命を制することになる可能性がある。共和党主流派は、トランプ大統領の排外主義、とりわけ「イスラム教徒を米国に入れない」という政策は、憲法違反だということは選挙前から言ってきたし、ロシアは、米国にとっての友好国ではなく、脅威だということも従来からの主張だ。ロシアとの関係でいえば、国家安全保障担当補佐官フリンの辞任、ジェフ・セッションズ司法長官の偽証など、排外主義的政策を推し進め、選挙前からロシアとの親密な関係を実際に進めてきた人物が追い落とされ始めた。現在 FBI がロシアの大統領選への選挙妨害について捜査を行っているし、議会も独自に調査を進めるようだ。

ロシアのプーチン大統領は、トランプの「コンプロマート」（不名誉な情報）によって、彼を操縦しようとするだろうが、それがどのように展開するかはわからない。しかし、大統領選挙時のヒラリー・クリントンとの討論で、「あなたは、プーチンの操り人形だ」という指摘は、あながち嘘でもなさそうだ。米情報当局が、トランプの大統領就任前、ロシアによる「コンプロマート」について、トランプ本人とオバマ大統領にその事実を提出したと CNN が伝えたことがあった。さらに、大統領選挙中にも、米情報当局からの情報として、ロシアとトランプとは、関係ができていたという報道がなされた。こうした事実関係が明らかになれば、連邦議会によるトランプ弾劾ということが起こり得るだろう。だから、トランプ大統領は、これらはいずれも「偽ニュース」だと声を荒げ、必死に批判メディアの締め出しにかかっている。かつて、

ウォーターゲート事件で辞任に追い込まれた、ニクソン大統領も、「メディアは敵だ」というていた。第二のウォーターゲート事件になる可能性がないとは言えないのだ。民主党は、もうすでにトランプ弾劾は当然だとしているし、共和党主流派が、決断すれば、トランプ

大統領弾劾という事態が予想される。しかし、そうなったとしても副大統領ペンスは、共和党主流派だから、共和党にとっては、厄介者がいなくなっただけで好都合ということになる。

## 政治経済研究所公開研究会 主催者挨拶

代表理事 鶴田満彦

年度末のお忙しいところ、公益財団法人政治経済研究所の公開研究会にご出席いただきありがとうございます。このような立派な会場を利用させていただいた早稲田大学法学部教授会にも心から感謝します。

政治経済研究所は、戦時中に設立された東亜研究所の後継組織として、1946年に創立された財団法人で、昨年11月には創立70周年を迎え、記念講演会や祝賀会を開催しました。また創立70周年記念事業の一つとして『政経研究』奨励賞を制定し、現在、研究員、研究会員による受賞候補推薦を受け付けています。創立時は単なる財団法人だったのですが、2011年に内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する仕事を担当することとなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。当法人は、東京大空襲・戦災資料センターも併設していて、3月10日の東京大空襲を語り継ぐ集いを毎年開催しています。今年は、3月5日に江戸東京博物館で開催しますので、ご関心のある方は、そちらにもご参加ください。

さて、今日は、ご多忙なか、横浜国立大学名誉教授の萩原伸次郎さんにお出でいただいて「トランプ大統領で米国経済はどうか」というテーマでお話しいたします。萩原さんはご存知のように、米国経済については日本では3本の指に入る程の優れた専門家で、これまでのご著書のなかで、1950年代から70年代にかけての米国経済を「戦後ケインズ連合の興亡」というキーワードで描き出し、

90年代以降の米国経済を「新自由主義と金融覇権」というキーワードで描き出しました。今日はトランプ大統領が主導する米国経済を萩原さんがどのように特徴づけるか、興味津々たるものがあります。

トランプ大統領の1月20日の就任演説を聞きましたが、短い演説のなかで、「アメリカ first」を5～6回も繰り返したことには驚きました。最近、私は津久井山ゆり園多数殺傷事件に関連して「自己愛性パーソナリティ障害」という人格障害があることを知りましたが、トランプ率いる米国は、「自己愛性ナショナリズム障害」になるのではないかと心配です。

昨日の議会でのトランプ大統領の施政方針演説も聞きました。国境の壁建設、2本の長距離石油パイプライン建設を含む1兆ドルのインフラ投資、米国史上最大規模の軍備拡張をやりながら、大規模減税もやるというので、すから財政と経常収支の双子の赤字をさらに拡大させるものと予想されます。トランプ大統領がモデルと仰ぐレーガン大統領も双子の赤字を大きくしましたが、その後始末を日本の市場開放、プラザ合意における超円高に求めました。

トランプ氏は、不動産王とも言われていますが、不動産ビジネスというのは、多数の客を相手にするマーケティングではなく、一対一のディールが多いのです。安倍首相はゴルフでもトランプ氏に敵わなかったようですが、一対一の日米協議ではなおさら敵わないでしょう。トランプ大統領は米国経済運営の失敗の後始末を日本に押し付けるのではないかと、いう危惧意識をもちながら、私は、萩原さんのご報告を聞きたいと思っています。

公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会

## 国際課税の原則と今後の課題 —航空機リース課税から考える—

丸井 龍平

(まるとりゅうへい 国会議員政策秘書)

昨年12月20日、政経研の現代経済研究室研究会において「タックスヘイブンに対する国会の取り組み」と題する報告を行った。報告では、現行のタックスヘイブン対策税制の問題点、税逃れのスキームである「ケイマンSPC」「チャリタブルトラスト(慈善信託)」などについて言及した。その際、2017年度税制改正において、タックスヘイブン対策税制が見直され、この間の世論と運動を反映した一定の改善が行われると報告した。

一方、今回のタックスヘイブン対策税制改正には、見逃せない問題点がある。その一つが「航空機リース」業に関わる改正である。注目度は高くなく、やや複雑な問題であるが、今後の国際課税のあり方、OECDのBEPSプロジェクトの行方を考えるうえでも、重要な論点を提供すると思われる。この点に関わり私見を述べたい。

航空機リース業はリース業ではあるが、航空会社が使う航空機を航空会社に代わって購入して貸し付けるもので、実体はファイナンスである。世界的な航空需要の拡大とともに、拡大している業種であり、日本の銀行や商社なども参入している。2012年には、三井住友フィナンシャルグループの三井住友銀行と三井住友ファイナンス&リース、さらに住友商事が加わり、イギリスのロイヤル・バンク・オブ・スコットランド(RBS)グループ傘下の航空機リース事業(アイルランド)を買収している(社名はSMBCアビエーション)。

今回改正の概要を述べるが、その前に現在のタックスヘイブン対策税制のしくみについて、非常に複雑であるが、関連部分をやや詳しく述べたい。タックスヘイブン対策税制は、日本企業の海外子会社について、法人税率が

20%未満で、かつ実体のないペーパーカンパニーである場合に、その利益を日本の親会社の利益に合算して課税するものである。その判定基準は①事業基準(事業内容が株式や債券の保有、工業所有権等の提供、航空機貸付等である場合、事業自体に実体がないとみなす)、②実体基準(本店所在地国に事務所等を持つか)、③管理支配基準(本店所在地国において事業の管理運営を自ら行っているか)、④所在地国基準(本店所在地国で事業を行っているか)。ただし銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業、卸売業の7業種については、所在国基準は適用せず、非関連者基準(資本関係などのない非関連者との取引の割合が全体の50%超であり、企業として自立している)を適用、となっている。以上4つの基準を全てクリアできた場合だけ、実体があるとみなされ課税対象から外れることとなる。

今回の改正は、この「事業基準」の中で、航空機貸付に対し、実体のない事業としていた指定を解除するものである。その上で航空機リース業を、4つ目の非関連者基準で判定される業種の8つ目とする。近年伸長している航空機リース「産業」は、高度なファイナンスとマーケティングのノウハウが求められ、高度人材の雇用を生み出しており、虚業ではなくなったというのがその理由である。

この改正により、いままで低税率国に本店を置いて航空機リース事業を行っている日本の金融機関や商社等の子会社は、タックスヘイブン対策税制の課税対象から外れることとなる(非関連者基準での判定は残る)。

その結果、例えば先述のSMBCアビエーションの利益に対する課税分を、日本国は失うこととなる。その際、SMBCアビエーション

ンが航空機リースを行っている対象は、近くの欧州の航空会社だけではなく、日本の航空会社、例えば全日空系のピーチアビエーションの格安航空（LCC）にもリースしている。つまり、日系の 아일랜드 企業が日本で稼いだ儲けにも課税できなくなるのである（後述するが源泉徴収所得税は課される）。

実は法人税法138条では、外国企業が日本の航空会社にリースを行う場合、それは国内源泉所得として法人税を課すと定めている。これは、外国企業が日本国内の内国法人に対して行う航空機または船舶の貸付については、日本国内の不動産貸付と同じように考えるという規定である。しかも、国際課税には「恒久的施設（PE）なくして課税なし」の原則があり、外国企業が日本国内で行う事業に対しては PE がなければ日本国内は課税できないが、不動産貸付や航空機・船舶貸付については PE がなくても課税できる。

それを回避するのが租税条約である。例えば、日本 아일랜드 租税条約では、航空機・船舶貸付について、不動産と同様には扱わない（第7条）という規定があり、企業の居住地で課税できるとされている（第23条）（但し源泉徴収課税はできる。第23条）。

外国企業が日本で行う事業に対して課税できない、法人税法上も国内源泉所得として扱われている利益に課税できないことは、問題ではないか。国内源泉所得とは、その所得の生じた場所や原因が国内にある所得、のことである。近年の OECD・BEPS プロジェク

トが「利益を生み出す経済活動が行われ、価値が創出される場所で、利益が課税されるべきである」という課税原則を強調したが、これに反するのではないだろうか。まだ十分調査できていないが、航空機・船舶貸付を不動産と同様に扱わないという規定は OECD や国連のモデル租税条約からきているようである。

また、タックスヘイブン対策税制の4つ目の基準に関して、非関連者基準で判定している7つの業種について、所在地国基準を適用しないことも問題である。7つ業種（今回改正で8つになる）については、「国際的に展開するのが必然的な業種」なので、所在地国で経済活動を行わなくてもよい、というのである。多国籍金融機関は、ケイマン諸島に拠点を設ける理由について、「金融インフラ、金融の人材が整備されている」という理屈をかかげている。居住する僅か数万の島の人々に、実体のある経済活動を行っていないことをカモフラージュするためである。所在地国基準の適用を外していることが、ケイマンのようなタックスヘイブンを温存し、税の引き下げ競争を放置することにつながっているのではないか。

「経済活動と価値創出が行われた場所で課税すべし」「経済活動を行わないにもかかわらず、低税率国・地域に拠点を置くことを厳しくチェックする」という、当たり前の原則を確立し、国際課税システムを点検することが求められている。

---

公益財団法人政治経済研究所 現代経済研究室研究会

## 日本多国籍企業のグローバル展開 —産業空洞化と労働問題—

金子 文夫

（かねこ・ふみお 横浜市立大学名誉教授）

---

### はじめに

日本多国籍企業のグローバル展開が深化し、国民経済との乖離が進行している。GDP と輸出の伸びが低迷する一方、これと対照的に

対外直接投資はかつてない規模で拡大を続けている。この乖離が、大企業優遇の「アベノミクス」が一向に経済成長をもたらさない要因の一つとなっている。

本稿では、日本の対外直接投資における製造業部門の動向に注目し、多国籍企業を代表

する自動車と電機の2業種を中心にして、グローバル化の現況について統計データを用いて考察する。そのうえで製造業の対外進出に伴う問題点として、産業空洞化と海外子会社の労働問題を取り上げる。産業空洞化に関しては、先行研究の検討をふまえて現状の評価を試みる。また労働問題に関しては、長期化しているフィリピントヨタ争議を事例として、その経過および解決方向について検討していく。

## 1. 対外直接投資の増大

最初に、日本の対外直接投資の長期的動向を確認しておきたい。1970年代から2010年代まで、5年ごと（5年平均）の投資額を算出してみると、1980年代前半までは年間10～50億ドル程度であったのが、1980年代後半から2000年代前半では200～300億ドル水準へと増大した。2000年代後半からはさらに規模が拡大し、2010年代前半には年間1,200億ドルを記録した。1970年代前半の100倍に達する額である。

この間、日本のGDPも輸出も増大しているとはいえ、対外直接投資の伸びはそれをはるかに上回っている。その対GDP比は0.3%から2.4%へ、また対輸出総額比は3%から17%へと上昇した。背景には為替レートの引上げ（円高）があり、さらに近年のグローバル競争の激化が大規模M&Aの増加をもたらしている。

対外直接投資を業種別にみると、非製造業（主に金融・保険、商業）がつねに製造業を上回っているが、製造業も一貫して増加している。製造業のなかでは、1990年代までは電気機械が最大であったところ、2000年代以降は輸送用機械がトップについている。また、地域別にみると、1990年代までは北米が他を引き離して首位の座にあったが、2000年代以降は北米、アジア、欧州がほぼ同じ規模で並ぶ形になり、グローバル化の進展を示している。またアジアのなかでは、中心地域がNIESからASEANへ、次いで中国へと移動していったが、2010年代前半には3地域がそれぞれ年間100億ドル規模で並立する様相となった。

以上はフロー・ベースでの検討であるが、ストック・ベースで地域と業種を組み合わせると1990年、2004年、2015年の推移をみると、非製造業では北米、欧州、中南米の順が北米、欧州、アジアの順へ、また製造業では北米、アジア、欧州の順がアジア、北米、欧州の順へと変動し、アジアの地位が上昇していることがわかる。

さらに、国際比較をしてみると、1990年代から2010年代にかけて主要国は軒並み対外直接投資規模、対GDP比率を上昇させていることが明らかになる。2015年のストック・ベースでみると、日本は国別順位で6位にあり、対GDP比は29.7%に達しているが、日本より上位にあるドイツ、イギリス、フランスはいずれも50%を越える水準を記録しており、日本にはまだ拡大の余地があることをうかがわせている。

## 2. 海外比率の上昇

次に、経済産業省「海外事業活動基本調査」に基づき、日本の製造業企業の各種海外比率の推移を検討しよう（国内+海外に対する海外の割合を海外比率とする）。国内製造業事業所数（「工業統計表」）と海外製造業現地法人数とを比較すると、全製造業では1985年から2014年にかけて国内は46%に減少する一方、海外は5.0倍に増加しており、海外事業所数比率は0.5%から5.0%へと上昇した。電気機械（情報通信機械を含む）では、国内は43%に縮小する一方、海外は3.3倍に増大し、海外比率は1.5%から10.5%へと上昇した。ただし、2000年以降海外法人数が低迷している点は注意を要する。輸送用機械では、国内は67%に減少した反面、海外は8.7倍に拡大し、海外比率は1.6%から17.6%へと上昇した。

こうした事業所ベースでの国内縮小、海外拡大、海外比率上昇傾向は、従業者数ベースでも同様に確認できる。同じく1985年から2014年にかけての変化をみると、全製造業では国内従業者数は67%に減少する一方、海外現地法人従業者数は6.4倍に増加し、海外従業者数比率は6.2%から38.3%へと上昇した。電気機械では、国内は55%に縮小する一方、



海外は4.8倍に増大し、海外比率は10.5%から50.3%へと上昇した。海外比率50%超とは、海外が国内を上回ったことを意味する。ただし、ここでも電気機械の海外従業者数は2000年以降横ばい状態にある点には留意しておきたい。輸送用機械の場合は様相がやや異なり、国内で横ばい状態を維持する一方、海外は14.2倍に増大し、海外比率は10.5%から62.2%まで上昇した。

海外生産（売上）比率はどうか。全製造業の国内全法人売上高（「法人企業統計」）は1990年から2014年にかけておおむね横ばい状態であったが、海外現地法人売上高は5.0倍に増加し、海外売上比率は6.0%から24.3%へと上昇した。電気機械では、国内はやや減少し、海外は2.6倍に増加して、海外比率は10.2%から25.0%へと上昇した。ただし、海外売上高は2000年以降低迷している。輸送用機械では、国内も1.4倍に増大する一方、海外は8.7倍に拡大したため、海外比率は12.4%から46.9%へと上昇した。

設備投資について、1991～1995年平均と2011～2014年平均とを比較すると、全製造業では国内が69%に縮小する一方、海外は2.4倍に拡大し、海外設備投資比率は9.3%から26.2%まで上昇した。電気機械では、国内が68%に減少、海外が1.2倍に増加して、海外比率は12.9%から20.4%へと上がった。ただし、海外の設備投資も伸び悩み、海外比率は全製造業平均より低くなっている。輸送用機械では、国内は若干減少、海外は4.1倍に拡大し、海外比率は19.3%から51.1%へと上昇を遂げている。

総じて、製造業全般の海外比率が上昇していくなかで、電気機械は国内のみならず海外現地法人も低迷し、輸送用機械の躍進と対照的であることに注目すべきであろう。

### 3. 産業空洞化の動向

以上のような製造業の海外シフトは、産業空洞化の一層の進展と考えられるが、現段階の到達点を押さえるために、伊丹敬之＋伊丹研究室『空洞化はまだ起きていない』（2004年）の論点を検討してみたい。同書は1990年代の日本経済を対象とし、全体として空洞化

は生じていないことを主張している。その根拠について現時点で再点検することにより、2010年代の空洞化の現況を把握できるであろう。

同書の論点を整理すると、以下の3点にまとめられる。第一に、空洞化二段階論である。第一段階は国内生産が海外生産に代替されつつも、国内で事業転換がなされ、生産基盤が維持される段階、第二段階は国内で事業転換がなされず生産基盤が縮小する段階とされる。1990年代の日本は第一段階であったというが、2010年代には全製造業ベースで事業所数、従業者数、設備投資が減少しており（売上高は横ばい）、第二段階に移行したといえるのではないか。

第二に、海外の生産・雇用増加と国内の生産・雇用減少との関係について、直接的因果関係を認めていない点である。国内の減少は内需低迷、労働生産性上昇によるもので、いずれ内需が回復すれば国内生産・雇用・設備投資も回復するという主張である。しかし、現時点でみれば、やはり内需の長期的低迷をふまえて海外にシフトしているのが実態であろう。

第三に、国際分業におけるアメリカ型（ドーナツ型）と日本型（ピザ型）の2類型論である。日本の場合、国内では先端技術製品の開発、初期生産を行うとともに、海外現地生産の拡大に連動して、そこに向けた資本財・中間財輸出を増加させ、国内生産にプラス効果が生じるとみている。日本国内では、「海外事業活動基本調査」によれば、国内から海外現地法人への輸出高、輸出比率はおおむね増加しており、ピザ型の側面がうかがわれる。しかし、現地法人サイドからみれば、現地調達比率の上昇、日本からの調達比率の低下が認められ、脱ピザ型の側面を表している。こうした両面をもちながら、長期的には脱ピザ型に向かっているのが実態ではなからうか。

なお、海外現地法人の利益金処分をみると、内部留保の積上げと国内出資者への配当・ロイヤリティ等による還流との両面をもっていることがわかる。内部留保の蓄積と国内への還流は全製造業ベースで進行しているが、輸送用機械の伸びが目立つ反面、電気機械は低調である。電気機械の場合、海外でも低迷が

続いており、繊維産業に続く衰退産業となりかねない兆候をみせている。

#### 4. 海外子会社の労働争議 —フィリピントヨタ社の事例—

多国籍企業の海外展開は、現地における労働問題に直面する。日本ではあまり報道されないが、アジアに進出した日本多国籍企業あるいは関連のサプライヤーでは労働争議が頻発している。背景には、現地の労働法制が改革され、労働者の権利尊重の流れが形成されつつあるなかで、経営側の旧来型発想による組合潰しの横行という事態があると思われる。その代表的事例であるフィリピントヨタ争議を取り上げ、解決の方策を探ってみたい。

フィリピントヨタ社では、2000年に組合承認選挙があり、フィリピントヨタ労組(TMPCWA)が団体交渉権をもつ組合と認定されたが、これに異議を唱える経営側との間で解雇、ストライキの応酬があり、争議が長期化した。TMPCWAは日本で組織された支援グループと連携してILO結社の自由委員会に提訴し、ILOは組合側の主張を支持する勧告をフィリピン政府に発している。またOECD多国籍企業ガイドライン違反として、日本の窓口(外務省・経済産業省・厚生労働省)に訴えを起こした。

これらの動きを受けて、2005年から2006年にかけて、世界の機械・金属労働組合を統合しているIMF(国際金属労連)が仲介に乗り出し、それが不調に終わると世界的規模の反トヨタ・キャンペーンを展開する事態も生じた。しかし、問題の解決に至らないまま、フィリピン最高裁では、組合の正統性、解雇の不当性を主張するTMPCWAの訴えは棄却され、しかもフィリピントヨタ社では第二組合が多数派となった。

こうした展開にもかかわらず、ILOはフィリピンにハイレベル調査団を派遣するとともに、組合側の主張を支持する勧告をその後も発出し続けている。すなわち、最高裁判決があるとしても、それを越えた解決策(現職復帰、それが無理ならば相応の補償金)を求めている。ILOは国内法を越えた規範の確立を意図しているわけである。フィリピンで2016年にドテルテ政権が成立すると、労働雇用省はフィリピントヨタ社と組合側に解決交渉のテーブルにつくことを強く要請し、2017年1月に2回ほど予備的な会合がもたれた。しかし、経営側は最高裁判決を理由にして、交渉の打切りを主張しており、今後の見通しは不透明である。

以上がフィリピントヨタ争議の概略であるが、多国籍企業が国家を超えた存在である以上、1国単位の労働法ではこれに対応できず、グローバルな規模での労働法制の整備が求められる時代が来ていると考えられる。さしあたり、ILO、OECD多国籍企業ガイドラインなどは、多国籍企業の労働問題に対して有効な解決をもたらす可能性のある仕組みであり、その活用を積み重ねるなかから、グローバル労働法の創出を展望していくべきであろう。

#### 【参考文献】

- ・伊丹敬之+伊丹研究室『空洞化はまだ起きていない』NTT出版、2004年
- ・藤井洋次『東アジアにおける製造業の発展と構造変化』創風社、2011年
- ・坂本雅子「電機・半導体産業で何が起きているか」(『経済』2012年7月号)
- ・坂本雅子「日本の自動車産業は空洞化するか(上)(下)」(『経済』2013年9、10月号)
- ・遠野はるひ・金子文夫『トヨタ・イン・フィリピン』社会評論社、2008年

#### 創立70周年特集・政経研と私

ありがたかった『政経研究』での連載

岩見良太郎

(いわみ・りょうたろう 政治経済研究所 元理事)

政経研といえば、すぐ想い出されることが二つある。一つは、『政経研究』に、「土地資本論ノート」を7回程度にわたって連載させていただいたことだ。

私は当時、学位論文を書き上げた後、就職の展望もなく弘前にいた。学位論文のタイトルは、「宅地開発の理論」であった。「第一

部「宅地開発の一般理論」、「第二部 土地  
地区画整理」という二部構成から成り立って  
いた。しかし、第一部は工系にはなじまない  
ということで、取り下げを勧告されたため、  
第二部を『土地地区画整理の研究』（提出の年、  
自治体研究社から出版）として提出した。

実は、第一部の取り下げを言われたことは、  
むしろ、私自身にとってラッキーであったよ  
うに思われる。第一部は、理論的には洗練さ  
れたものではなかった。提出を取り下げたこ  
とで、それを改善していく機会に恵まれるこ  
とになったからである。

私は、修士論文以降、市街地の地価理論に  
挑戦していたが、そのとりあえずの目標は、  
当時、この分野を席捲していた、新沢・華山  
氏の『地価と土地政策』の批判をおこなうこ  
とであった。日本の土地価格の決まり方は日  
本固有の法則があり、マルクス地代論は適用  
しえないというのが新沢氏の主張であった。  
修士論文は、これに対する異議申し立てであ  
った。

彼の実証を踏まえた地価理論は、まさしく、  
マルクスの「独占価格」にはほかならないと  
いうのが私の解釈であった。彼の市街地価格  
論は、「地代範疇」ではなく、まさしく、「価  
格範疇」として展開されていたのである。当  
時は、サラリーマンが農家から土地を購入す  
るというかたちをとっていたため、超過利潤  
の地代への転化としての地代論は、適用でき  
なかった。したがって、そうした地価現象を  
対象とする限りは、新沢理論は正しかった。

しかし、私が修士論文を書き始めた頃、マ  
ンション業者による住宅供給がさかんになり  
はじめていた。そこを支配しているのは、ま  
さしく、資本による利潤最大化原理であり、  
したがって、地価は、「価格範疇」ではなく、  
「地代範疇」として生成しているはずだとい  
うのが、私の洞察であった。修士論文では、  
マンションによる地価形成を、マルクスの  
「独占地代」概念を用いて説明した（拙稿  
「マンションの地価形成メカニズム」『経済  
評論』1972年9月号）。

学位論文「宅地開発の一般理論」は、この  
マルクスの「独占地代」範疇と、「土地（合  
体）資本」範疇を結合させて、市街地価格論  
を展開したものであった。しかし、先に述べ

たように、それは、決して理論的に洗練され  
たものではなかった。独占価格、独占地代の  
概念をもとに、当時の地価の異常な高騰を説  
明しようとする、どうもまわりくどい記述  
になり、すっきりした説明ができなかったの  
である。市街地価格論は、位置と地価水準の  
関係を、総体において明確に説明しなければ  
ならないが、ことばをつなげていくだけの説  
明では、それができなかったわけである。こ  
の関係をことばでなく、数式によって表現す  
れば、もっと簡潔・明瞭なものとなるのでは  
ないかと思い、近代経済学的手法をとり入れ、  
市街地価格論を再構成することを考えるに  
いたったのである。この作業は、青森でおこ  
なうことになった。

そんな作業をはじめた矢先、どういういき  
さつかは忘れたが、自治体研究社の事務局長  
をしておられた中西氏から、『政経研究』に  
書いてみてはと勧められた。渡りに船で、寄  
稿することを目標に、書き改めていった。故  
小谷氏が当時編集長をしておられたこともラ  
ッキーであった。小谷氏は近経にも精通され、  
人柄もおおらかであった（再び、東京に戻  
ってお会いするまで、面識はまったくなかった。  
ひじょうに繊細で、スマートな研究者に違  
ないと勝手に想像していた）。「土地資本論  
ノート」というタイトルで毎回、丁寧に読ん  
でくださり、適切なコメントをいただいたこ  
とは、ひじょうに勉強になった。結局、7回  
にわたって連載させていただいた。今では、  
政経研究で、連載は許されていないが——  
当時もそうだったかもしれないが——、30年前  
は、きわめて鷹揚だったのである。もし、こ  
うした機会があたえられていなかったら、拙  
著『土地資本論』を世に出すことはできな  
かったに違いない。

もう一つの懐かしい思い出は、政経研の現  
代土地問題研究会に10年以上にわたって参加  
できたことである。ちょうどバブルの頃、都  
留文科大学に移ることになって、研究会に参  
加できるようになったのである。小宮さんを  
チーフに、福島大学の飯島氏、今は亡き京都  
府農業会議所の松本氏、そして私の4人がメ  
ンバーであった。今から思うと、小宮さんは、  
当時50歳台で、今の私より20歳ほども若い  
ということになる。そう思うと、まことに不思議

議な感覚におそわれる。毎回、しっかりしたペーパーを準備し、かなりまじめに、高度な議論を積み重ねていったと思う。研究会の後は、必ず、飲みに行き、いろんな話題に華をさかせた。

研究会の場所は、初めのころは、当時の政治経済研究所、つまり、有楽町線の江戸川橋近くにあるマンションの一室であったと思う。浴室に、調査報告書の類いが積み上げられていた光景が、今でも、はっきりと目に浮かぶ。

途中から、5万円の研究助成をうけられるようになったことはありがたかった。おかげで、年に一度、理論合宿もできるようになっ

たのである。思う存分、議論を戦わせ、ハイキングを楽しみ、夜は浴衣がけで、酒を飲みながら、尽きない議論に興じたが、今なお楽しい思い出としてよみがえってくる。

その後、それぞれ忙しくなって、研究会は休止状態になってしまったが、退職後、再び、研究会を開始しようとした矢先、メンバーの一人、松本氏が病に倒れられたのは、もっとも悲しい出来事であった。

いま、当時とは違う土地問題の課題が浮上している。再度結集できればと思うと残念でならない。

## 研究所の動向（2016年10月～12月）

### 理事会

- 10月13日 第5回理事会 2015年度研究費成果報告書審査／70周年記念事業／「政治経済研究所創立70周年記念事業資金」募金の状況／東京大空襲・戦災資料センター利用リニューアルについて／その他、監事より、研究員の任期や研究成果報告書の提出等機関整備について問題提起された
- 11月17日 70周年記念事業について／大島社会文化研究所の今後の活動について／収益事業について／東京大空襲・戦災資料センター利用リニューアルについて／土岐主任研究員の研究費返済について／
- 12月15日 社会保険問題について／『政経研究』奨励賞の第1回について／収益事業について／東京大空襲・戦災資料センター利用リニューアルについて／土岐主任研究員の史料について

### 委員会等

- 10月5日 研究委員会
- 11月17日 研究委員会
- 10月10日 東京大空襲・戦災資料センター 2016年度第6回運営委員会
- 11月14日 東京大空襲・戦災資料センター 2016年度第7回運営委員会
- 12月19日 東京大空襲・戦災資料センター 2016年度第8回運営委員会

### 法人行事

- 11月23日 政治経済研究所創立70周年記念講演会
- 11月23日 政治経済研究所創立70周年祝賀会

### 研究会・研究室

- 12月10日 政治経済研究所 定例研究会
- 12月20日 現代経済研究室 研究会
- 10月2日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第58回研究会
- 11月6日 空襲被災者運動研究会、第11回研究会
- 11月13日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第59回研究会
- 11月19日 かながわ農業問題研究会
- 12月3日 かながわ農業問題研究会
- 12月16日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、第14回研究会
- 12月26日 空襲被災者運動研究会、第12回研究会

### 刊行物

- 10月 『政経研究時報』No. 19-2
- 12月 『政経研究時報』No. 19-3
- 11月 Seikeiken Research Paper Series No. 23 三浦

### 二郎「東京中小企業問題研究所の足跡」

- 12月 『政経研究』第107号
- 10月 憲法理論研究会編『対話的憲法理論の展開』敬文堂 浦田賢治執筆
- 10月 岩見良太郎『再開発は誰のために』日本経済評論社
- 11月 合田寛『これでわかるタックスヘイブン』合同出版
- 10月 鶴田満彦「私にとっての戦中・戦後」『中央評論』No. 296
- 11月7日 合田寛「巨大企業にどう課税するか」『納税通信』11月7日号
- 12月29日 『しんぶん赤旗』吉田裕「真珠湾訪問阿倍首相の所感 加害責任に言及なし」
- 12月 松田真由美「入門講座企業分析⑧ 成長性の分析」析『経済』No.255

### 政経研メールニュースの発行

- 10月3日 11月12日 12月3日

### 学会報告・講演など

- 10月15日 鶴田満彦「21世紀の世界とマルクス」へのコメント
- 10月22日 松田真由美『「勘定学説研究」をめぐる議論』会計理論学会スタディ・グループ中間報告「勘定理論の可能性」
- 10月29日 緊急来日 ジョン・クリステンセン氏講演会 合田寛 講演
- 11月4日 鶴田満彦「キューバの魅力に触れる キューバ革命①」江東区豊洲文化センター
- 11月11日 鶴田満彦「キューバの魅力に触れる キューバ革命②」江東区豊洲文化センター
- 11月27日 合田寛 全国保険医団体連合会講演「先進国における税制改革の動向ータックスヘイブン問題とその対策をめぐりー」

### 研究所関連の報道・紹介

- 10月1日 『地方史研究』383号 特別展「文化社か撮影した敗戦直後の東京」と夏休み特別企画の紹介
- 10月16日 『東京新聞』故杉山さん寄贈の資料活用へコメント大岡聡
- 12月1日 『地方史研究』384号 『東京復興写真集』の紹介
- 12月4日 『東京新聞』国立市が2期生募集 東京大空襲伝習者も 二瓶治代紹介
- 12月9日 『読売新聞』文京の小林暢夫さん戦争の悲惨さ語る

